

【令和 6 年 10 月 30 日更新】研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE） 共同実施契約書 新旧対照表

構成	新	旧	変更理由 (更新日)
研究共同実施契約書（雛形）			
（契約項目）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～ (5) （略） (6) 《共同実施初年度》における共同実施費： 《共同実施初年度》： 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） (※ 1) 当事業年度における共同実施費の内訳は、別記 1 のとおりとする。 (※ 2) 本研究に対し、甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (※ 3) 《共同実施 2 年度》以降の各事業年度における 共同実施費 及びその内訳（別記 1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (7) ～ (8) （略）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～ (5) （略） (6) 《共同実施初年度》における共同実施費： 《共同実施初年度》： 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） (※ 1) 当事業年度における共同実施費の内訳は、別記 1 のとおりとする。 (※ 2) 本研究に対し、甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (※ 3) 《共同実施 2 年度》以降の各事業年度における 委託研究費 及びその内訳（別記 1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (7) ～ (8) （略）	誤記の修正 (2024. 10. 30)

構成	新	旧	変更理由 (更新日)
研究共同実施契約書（2 者以上用 雛形）			
（契約項目）	甲は、乙及び丙を「《大学等又は企業等》」と認め、（又は乙を「《大学等又は企業等》」、丙を「《大学等又は企業等》」と認め）乙及び丙（以下乙及び丙を総称して「共同実施機関」という。）は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～ (5) （略） (6) 《共同実施初年度》における共同実施費： 《共同実施初年度》： 乙 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） 丙 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） (※ 1) 当事業年度における共同実施費の内訳は、別記 1 のとおりとする。 (※ 2) 本研究に対し甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (※ 3) 《共同実施 2 年度》以降の各事業年度における 共同実施費 及びその内訳（別記 1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (7) ～ (8) （略）	甲は、乙及び丙を「《大学等又は企業等》」と認め、（又は乙を「《大学等又は企業等》」、丙を「《大学等又は企業等》」と認め）乙及び丙（以下乙及び丙を総称して「共同実施機関」という。）は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～ (5) （略） (6) 《共同実施初年度》における共同実施費： 《共同実施初年度》： 乙 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） 丙 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） (※ 1) 当事業年度における共同実施費の内訳は、別記 1 のとおりとする。 (※ 2) 本研究に対し甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (※ 3) 《共同実施 2 年度》以降の各事業年度における 委託研究費 及びその内訳（別記 1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (7) ～ (8) （略）	誤記の修正 (2024. 10. 30)

【令和6年8月13日更新】研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE） 委託研究契約書及び共同実施契約書 新旧対照表

構成	新	旧	変更理由 (更新日)																																																		
委託研究契約書（雛形）																																																					
前文	独立行政法人環境再生保全機構（以下「甲」という。）は、《契約先》（以下「乙」という。）と甲の研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」（以下「本事業」という。）における研究の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。	独立行政法人環境再生保全機構（以下「甲」という。）は、《契約先》（以下「乙」という。）と甲の研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業」（以下「本事業」という。）における研究の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。	表現の汎化																																																		
（契約項目）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1) ～(5) （略） (6) 委託期間：《委託開始年月日》から《委託終了年月日》まで（本研究プロジェクトが中止された場合はその時まで） (7) 《委託初年度》における委託研究費： 《委託初年度》： 《委託研究費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1）《委託初年度》における委託研究費の内訳は、別記1のとおりとする。 （※2）委託研究費は、本委託研究に対し甲が行う評価等及び別記3第25条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 （※3）《委託2年度》以降の各事業年度における委託研究費及びその内訳（別記1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (8) ～(9) （略）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1) ～(5) （略） (6) 委託期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで（本研究プロジェクトが中止された場合はその時まで） (7) 当事業年度における委託研究費： 当事業年度： 《委託研究費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1）当事業年度における委託研究費の内訳は、別記1のとおりとする。 （※2）本委託研究に対し甲が行う評価等及び別記3第25条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (8) ～(9) （略）	表現の汎化及び委託開始2年度目以降の予算は内閣府の評価による決定後に甲乙協議の上決定する旨を追記（2024.8.13）																																																		
（効力）	本契約は契約締結日にかかわらず、《委託開始年月日》より効力を生じるものとする。ただし契約締結日より前に乙が執行した委託研究費を甲が承認しない場合には、乙において負担するものとする。 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 (略)	本契約は契約締結日にかかわらず、2024年4月1日より効力を生じるものとする。ただし契約締結日より前に乙が執行した委託研究費を甲が承認しない場合には、乙において負担するものとする。 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 (略)	表現の汎化（2024.8.13）																																																		
別記1	《委託初年度》における委託研究費の内訳 <table><tr><td rowspan="6">直接経費</td><td></td><td>《委託初年度》</td></tr><tr><td>費目</td><td>金額（円）</td></tr><tr><td>物品費</td><td>物品費予算</td></tr><tr><td>人件費・謝金</td><td>人件費・謝金予算</td></tr><tr><td>旅費</td><td>旅費予算</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他予算</td></tr><tr><td colspan="2">直接経費小計</td><td>《委託初年度委託費（直接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">間接経費（間接経费率％）</td><td>《委託初年度委託費（間接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">共同実施費</td><td>共同実施費予算</td></tr><tr><td colspan="2">総 計</td><td>《委託初年度委託費（合計・予算）》</td></tr></table> (略)	直接経費		《委託初年度》	費目	金額（円）	物品費	物品費予算	人件費・謝金	人件費・謝金予算	旅費	旅費予算	その他	その他予算	直接経費小計		《委託初年度委託費（直接経費・予算）》	間接経費（間接経费率％）		《委託初年度委託費（間接経費・予算）》	共同実施費		共同実施費予算	総 計		《委託初年度委託費（合計・予算）》	当事業年度における委託研究費の内訳 <table><tr><td rowspan="6">直接経費</td><td></td><td>当事業年度</td></tr><tr><td>費目</td><td>金額（円）</td></tr><tr><td>物品費</td><td>物品費予算</td></tr><tr><td>人件費・謝金</td><td>人件費・謝金予算</td></tr><tr><td>旅費</td><td>旅費予算</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他予算</td></tr><tr><td colspan="2">直接経費小計</td><td>《当事業年度委託費（直接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">間接経費（間接経费率％）</td><td>《当事業年度委託費（間接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">共同実施費</td><td>共同実施費予算</td></tr><tr><td colspan="2">総 計</td><td>《当事業年度委託費（合計・予算）》</td></tr></table> (略)	直接経費		当事業年度	費目	金額（円）	物品費	物品費予算	人件費・謝金	人件費・謝金予算	旅費	旅費予算	その他	その他予算	直接経費小計		《当事業年度委託費（直接経費・予算）》	間接経費（間接経费率％）		《当事業年度委託費（間接経費・予算）》	共同実施費		共同実施費予算	総 計		《当事業年度委託費（合計・予算）》	表現の汎化（2024.8.13）
直接経費			《委託初年度》																																																		
	費目		金額（円）																																																		
	物品費		物品費予算																																																		
	人件費・謝金		人件費・謝金予算																																																		
	旅費		旅費予算																																																		
	その他	その他予算																																																			
直接経費小計		《委託初年度委託費（直接経費・予算）》																																																			
間接経費（間接経费率％）		《委託初年度委託費（間接経費・予算）》																																																			
共同実施費		共同実施費予算																																																			
総 計		《委託初年度委託費（合計・予算）》																																																			
直接経費		当事業年度																																																			
	費目	金額（円）																																																			
	物品費	物品費予算																																																			
	人件費・謝金	人件費・謝金予算																																																			
	旅費	旅費予算																																																			
	その他	その他予算																																																			
直接経費小計		《当事業年度委託費（直接経費・予算）》																																																			
間接経費（間接経费率％）		《当事業年度委託費（間接経費・予算）》																																																			
共同実施費		共同実施費予算																																																			
総 計		《当事業年度委託費（合計・予算）》																																																			
別記3 契約条項																																																					
（定義） 第1条	第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(28) （略） (29)「委託研究実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (30)～(31) （略）	第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(28) （略） (29) 「委託研究実績報告書」とは、乙が事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (30)～(31) （略）	複数年事業を含むため追記（2024.8.13）																																																		

（知的財産権の帰属） 第 10 条	第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (1) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）はこの限りではない。 ア ～ウ （略）	第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (1) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）も同様とする。 ア ～ウ （略）	条件の緩和 (2024. 8. 13)
（知的財産権に関わるその他の事項） 第 13 条	第 13 条 （略） 2 ～7 （略） 8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「《事業開始年度》、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～13 （略）	第 13 条 （略） 2 ～7 （略） 8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「2024 年度、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～13 （略）	表現の汎化 (2024. 8. 13)
（委託研究実績報告書及び精算） 第 17 条	第 17 条 乙は、委託期間中において、毎事業年度終了後、翌事業年度の 5 月 31 日までに、委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関係書類（以下「委託研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、委託期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 2 ～4 （略） 5 甲は、契約項目に定める委託期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、乙が当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して、翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することを承認する。	第 17 条 乙は、委託期間中において、事業年度終了後、翌事業年度の 5 月 31 日までに、委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関係書類（以下「委託研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、委託期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 2 ～4 （略）	複数年事業を含むため追記 (2024. 8. 13) 複数年事業を含むため繰越について新設 (2024. 8. 13)

構成	新	旧	変更理由 (更新日)																																														
研究共同実施契約書（雛形）																																																	
前文	《研究代表機関》（以下「甲」という。）と、《共同実施機関》（以下「乙」という。）は、甲が実施する研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」（以下「本事業」という。）の研究開発プロジェクトの一部を乙が実施するにあたり、次のとおり合意し、研究共同実施契約（以下「本契約」という。）を締結する。	《研究代表機関》（以下「甲」という。）と、《共同実施機関》（以下「乙」という。）は、甲が実施する研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業」の研究開発プロジェクトの一部を乙が実施するにあたり、次のとおり合意し、研究共同実施契約（以下「本契約」という。）を締結する。	表現の汎化 (2024. 8. 13)																																														
（契約項目）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～(4) （略） (5) 契約期間：《共同実施開始年月日》から《共同実施終了年月日》まで（本研究開発プロジェクトが中止された場合はその時まで） (6) 《共同実施初年度》における共同実施費： 《共同実施初年度》： 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1）当事業年度における共同実施費の内訳は、別記1のとおりとする。 （※2）本研究に対し、甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 （※3）《共同実施2年度》以降の各事業年度における委託研究費及びその内訳（別記1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。 (7) ～(8) （略）	甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。 (1) ～(4) （略） (5) 契約期間 〈予定〉：2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで（本研究開発プロジェクトが中止された場合はその時まで） (6) 当事業年度における共同実施費： 当事業年度： 《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1）当事業年度における共同実施費の内訳は、別記1のとおりとする。 (7) ～(8) （略）	表現の汎化及び委託開始2年度目以降の予算は内閣府の評価による決定後に甲乙協議の上決定する旨を追記 (2024. 8. 13)																																														
（効力）	本契約は契約締結日にかかわらず、《共同実施開始年月日》より効力を生じるものとする。ただし契約締結日より前に乙が執行した共同実施費を甲が承認しない場合には、乙において負担するものとする。 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 (略)	本契約は契約締結日にかかわらず、2023 年〇月〇日より効力を生じるものとする。ただし契約締結日より前に乙が執行した共同実施費を甲が承認しない場合には、乙において負担するものとする。 本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。 (略)	表現の汎化 (2024. 8. 13)																																														
別記1	《共同実施初年度》における共同実施費の内訳 <table><tr><td colspan="2"></td><td>《共同実施初年度》</td></tr><tr><td rowspan="5">直接経費</td><td>費目</td><td>金額（円）</td></tr><tr><td>物品費</td><td>物品費予算</td></tr><tr><td>人件費・謝金</td><td>人件費・謝金予算</td></tr><tr><td>旅費</td><td>旅費予算</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他予算</td></tr><tr><td colspan="2">直接経費小計</td><td>《共同実施初年度（直接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">間接経費（間接経費率 %）</td><td>《共同実施初年度（間接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">総 計</td><td>《共同実施初年度共同実施費（合計・予算）》</td></tr></table> (略)			《共同実施初年度》	直接経費	費目	金額（円）	物品費	物品費予算	人件費・謝金	人件費・謝金予算	旅費	旅費予算	その他	その他予算	直接経費小計		《共同実施初年度（直接経費・予算）》	間接経費（間接経費率 %）		《共同実施初年度（間接経費・予算）》	総 計		《共同実施初年度共同実施費（合計・予算）》	当事業年度における共同実施費の内訳 <table><tr><td colspan="2"></td><td>当事業年度</td></tr><tr><td rowspan="5">直接経費</td><td>費目</td><td>金額（円）</td></tr><tr><td>物品費</td><td>物品費予算</td></tr><tr><td>人件費・謝金</td><td>人件費・謝金予算</td></tr><tr><td>旅費</td><td>旅費予算</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他予算</td></tr><tr><td colspan="2">直接経費小計</td><td>《当事業年度（直接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">間接経費（間接経費率 %）</td><td>《当事業年度（間接経費・予算）》</td></tr><tr><td colspan="2">総 計</td><td>《当事業年度共同実施費（合計・予算）》</td></tr></table> (略)			当事業年度	直接経費	費目	金額（円）	物品費	物品費予算	人件費・謝金	人件費・謝金予算	旅費	旅費予算	その他	その他予算	直接経費小計		《当事業年度（直接経費・予算）》	間接経費（間接経費率 %）		《当事業年度（間接経費・予算）》	総 計		《当事業年度共同実施費（合計・予算）》	表現の汎化 (2024. 8. 13)
		《共同実施初年度》																																															
直接経費	費目	金額（円）																																															
	物品費	物品費予算																																															
	人件費・謝金	人件費・謝金予算																																															
	旅費	旅費予算																																															
	その他	その他予算																																															
直接経費小計		《共同実施初年度（直接経費・予算）》																																															
間接経費（間接経費率 %）		《共同実施初年度（間接経費・予算）》																																															
総 計		《共同実施初年度共同実施費（合計・予算）》																																															
		当事業年度																																															
直接経費	費目	金額（円）																																															
	物品費	物品費予算																																															
	人件費・謝金	人件費・謝金予算																																															
	旅費	旅費予算																																															
	その他	その他予算																																															
直接経費小計		《当事業年度（直接経費・予算）》																																															
間接経費（間接経費率 %）		《当事業年度（間接経費・予算）》																																															
総 計		《当事業年度共同実施費（合計・予算）》																																															
別記3 契約条項																																																	
（定義） 第1条	第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) （略） (26)「委託研究実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (27)～(28) （略）	第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) （略） (26) 「委託研究実績報告書」とは、乙が事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (27)～(28) （略）	複数年事業を含むため追記 (2024. 8. 13)																																														

（知的財産権の帰属） 第 9 条	第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (2) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。） はこの限りではない。 ア ～ウ （略）	第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (2) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。） も同様とする。 ア～ウ （略）	条件の緩和 (2024. 8. 13)
（知的財産権に関わるその他事項） 第 12 条	第 12 条 （略） 2 （略） 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び 機構 が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 4 ～7 （略） 8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「 《事業開始年度》 、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「 《施策名》 」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～12 （略）	第 12 条 （略） 2 （略） 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究の成果に関し、 甲及び 機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、 甲及び 機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、 甲及び 機構が使用する権利及び 甲 が第三者に使用を再許諾する権利を、 甲及び 機構に許諾したものとする。 4 ～7 （略） 8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「 2024 年度 、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「 諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業 」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～12 （略）	表現の適正化 (2024. 8. 13) 表現の汎化 (2024. 8. 13)
（研究成果の公表） 第 14 条	第 14 条 （略） 2 ～3 （略） 4 乙は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「 《施策名》 」の結果得られたものであることを明示しなければならない。	第 14 条 （略） 2 ～3 （略） 4 乙は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「 諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業 」の結果得られたものであることを明示しなければならない。	表現の汎化 (2024. 8. 13)
（委託研究実績報告書及び精算） 第 16 条	第 16 条 乙は、契約期間中において、 毎 事業年度終了後、翌事業年度の甲の指定する期日までに研究実績報告書、事務処理説明書等で指定する本研究における共同実施費の執行に関する関係書類（以下「研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 2 ～4 （略） 5 乙は、契約項目に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、機構が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出し、機構により承認された場合に限り、当該事業年度における共同実施費の未使用額を甲に返還することなく繰越して、翌事業年度の共同実施費と合わせて使用することができる。	第 16 条 乙は、契約期間中において、事業年度終了後、翌事業年度の甲の指定する期日までに研究実績報告書、事務処理説明書等で指定する本研究における共同実施費の執行に関する関係書類（以下「研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 2 ～4 （略）	複数年事業を含むため追記 (2024. 8. 13) 複数年事業を含むため繰越について新設 (2024. 8. 13)

[illegible]

	(※２)（略）	(※２)（略）	
別記３ 契約条項			
(定義) 第１条	第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) （略） (26)「委託研究実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (27)～(28) （略）	第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(25) （略） (26) 「委託研究実績報告書」とは、乙が事業年度の委託研究費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。 (27)～(28) （略）	複数年事業を含むため追記 (2024. 8. 13)
(知的財産権の帰属) 第 9 条	第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (1) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用」に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）はこの限りではない。 イ ～ウ （略）	第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。 (1) ～(3) （略） (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用」に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）も同様とする。 ア～ウ （略）	条件の緩和 (2024. 8. 13)
(知的財産権に関わるその他 の事項) 第 12 条	第 12 条（略） 2 （略） 3 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 4 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構又は機構が指定する第三者による本研究の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を共同実施機関自身の責任において行うものとする。 5 ～7 （略） 8 共同実施機関は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「《事業開始年度》、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～12 （略）	第 12 条（略） 2 （略） 3 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究の成果に関し、甲及び機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲及び機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲及び機構が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲及び機構に許諾したものとする。 4 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び甲又は機構及び甲が指定する第三者による本研究の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を共同実施機関自身の責任において行うものとする。 5 ～7 （略） 8 共同実施機関は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（P C T 国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「2024 年度、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業」委託研究、産業技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願」 9 ～12 （略）	表現の適正化 (2024. 8. 13) 表現の汎化 (2024. 8. 13)
(研究成果の公表) 第 14 条	第 14 条 （略） 2 ～3 （略） 4 共同実施機関は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」の結果得られたものであることを明示しなければならない。	第 14 条 （略） 2 ～3 （略） 4 共同実施機関は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査事業」の結果得られたものであることを明示しなければならない。	表現の汎化 (2024. 8. 13)
(委託研究実績報告書及び精算) 第 16 条	第 16 条 共同実施機関は、契約期間中において、毎事業年度終了後、翌事業年度の甲の指定する期日までに、研究実績報告書、及び事務処理説明書等で指定する本研究における共同実施費の執行に関する関係書類（以下「研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 3 ～4 （略） 5 共同実施機関は、契約項目に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、機構が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出し、機構により承認された場合に限り、当該事業年度における共同実施費の未使用額を甲に返還することなく繰越して、翌事業年度の共同実施費と合わせて使用することができる。	第 16 条 共同実施機関は、契約期間中において、事業年度終了後、翌事業年度の甲の指定する期日までに、研究実績報告書、及び事務処理説明書等で指定する本研究における共同実施費の執行に関する関係書類（以下「研究実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が 3 月末日以外となる場合の当該事業年度に係る研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後 61 日以内で甲が別途指定する日とする。 3 ～4 （略）	複数年事業を含むため追記 (2024. 8. 13) 複数年事業を含むため繰越について新設 (2024. 8. 13)